

令和 年 月 日

和歌山県警察本部長 殿

(申請者)  
住所  
氏名

交通取締りに関する事務に従事したことを証する証明書  
の発行について

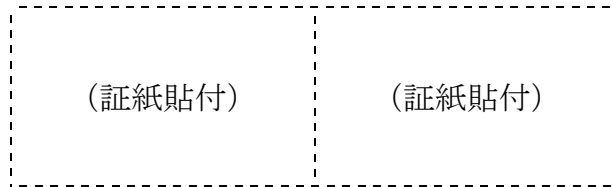
1 申請の理由

道路交通法第51条の13第1項第1号口の規定により、公安委員会から放置車両の確認等に関して駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する者として認定を受けるためには、「道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者」との要件を満たしていなければならないことから、これを証する証明書を必要とするため。

2 必要部数

1部

和歌山県証紙



※ 1部につき410円

※ 交通取締り事務に従事した年数とは、交通部門、地域（外勤）部門で勤務した年数及び同部門を管理、監督する地位（次長、副署長、署長）にあった年数の合算をいう。

